

1. 災害警戒本部・災害対策本部の本部長及び各級責任者及び参集基準

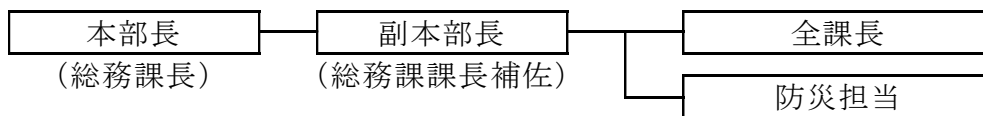
本部区分	災害警戒本部		災害対策本部	代行順位等
	第1次配備	第2次配備	第3次配備	
体制	警戒	災害	非常	
本部長	総務課長	参事	町長	①参事 ②教育長 ③総務課長
副本部長	総務課課長補佐(防災担当)	総務課長	参事・教育長	※本部長の代行順位を引き継ぐ
消防本部長	全課長 総務課課長補佐(防災担当) 住民課課長補佐(福祉担当) 基盤整備課課長補佐(建設担当) 警報当番班(サポート班)		川辺出張所長 消防団団長	消防団団長 消防団副団長
職員			時間内 防災担当 全課長	全職員
消防団	時間外 防災担当 警報当番班	※サポート班は警報当番を増班した班を言う	全消防団員	
参集基準	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報が発表された場合</li> <li>台風接近情報その他警戒体制をとるべき情報が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・暴風警報が発表された場合</li> <li>土砂災害警戒情報(Lv1)が発表された場合</li> <li>局地的な被害の発生が予測される場合</li> <li>町長が被害発生の危険性を勘案し、必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報(Lv2)が発表された場合</li> <li>記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>特別警報が発表された場合</li> <li>災害が発生し又は発生の危険性が切迫し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された場合</li> <li>町長が必要と認めた場合</li> </ul>
	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4</li> <li>東海地震注意情報(カラーレベル黄)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱</li> <li>東海地震注意情報(カラーレベル赤)</li> </ul>
	原子力	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で原災法第10条に該当しない事故が発生した場合</li> <li>町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で原災法第10条に該当する事故が発生した場合</li> <li>町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で原災法第15条に該当する事故が発生した場合</li> <li>県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合</li> <li>町長が必要と認めた場合</li> </ul>
	突発事故等	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で航空機事故、高速道路多重事故、鉄道事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合</li> </ul>

※ 本部体制と配備体制については、町長が状況・被害確認して、必要に応じて弾力的な運用をすることができる。(例：災害対策本部 第1次配備)

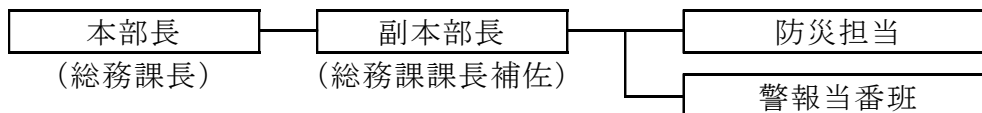
## 2. 組織図

### (1) 第1次配備の組織図

#### 1) 勤務時間内配備体制



#### 2) 勤務時間外配備体制



※ 勤務時間：開庁日のAM8:30～PM5:15

※ 勤務時間外：閉庁日及び開庁日のPM5:15～AM8:30

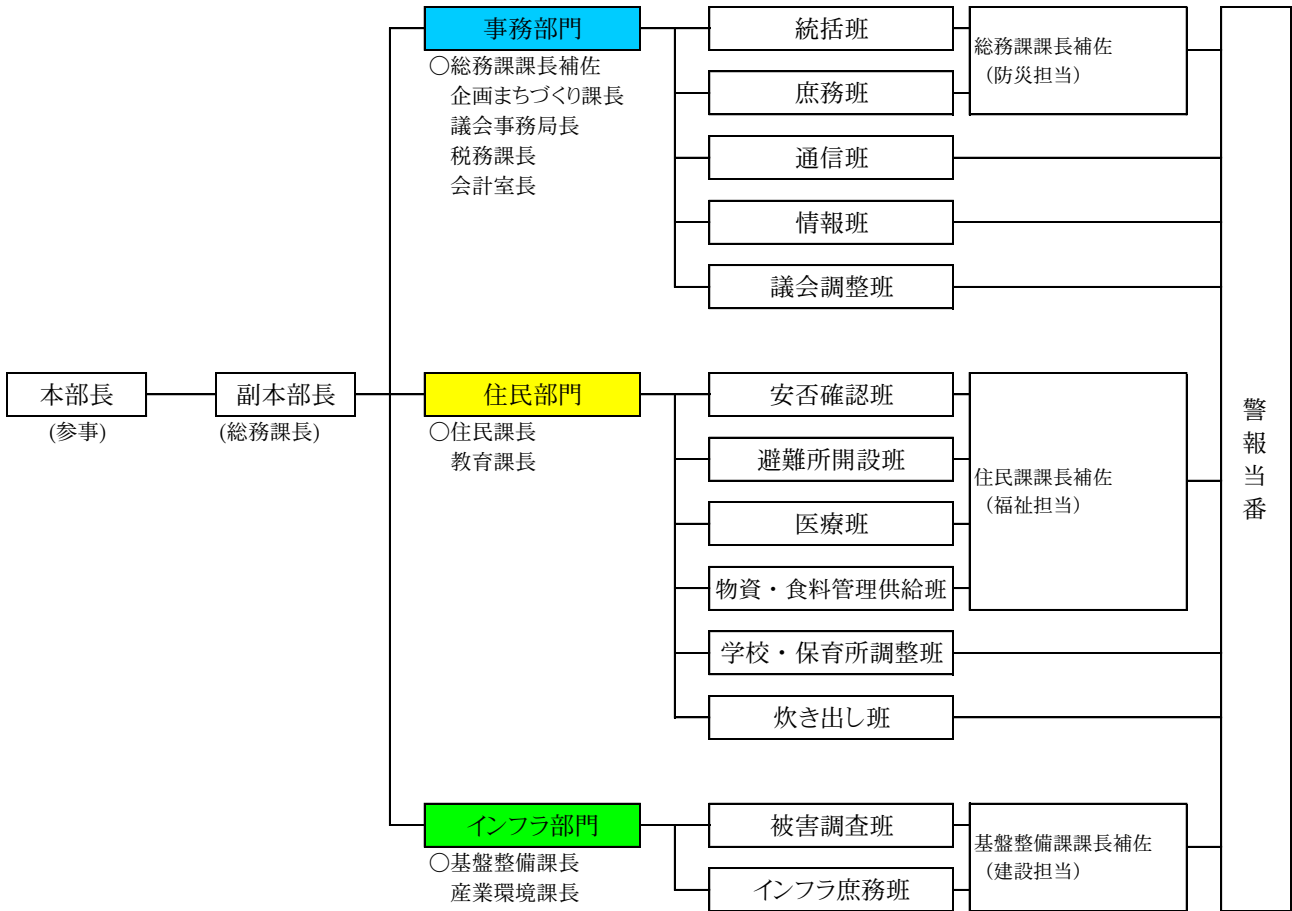
※ 警報当番は、下記の構成により

第1次配備体制(勤務時間外又は休日等)

警報当番構成

班長	班員
課長補佐 級職員	その他職員(6名～7名)

(2) 第2次配備の組織図

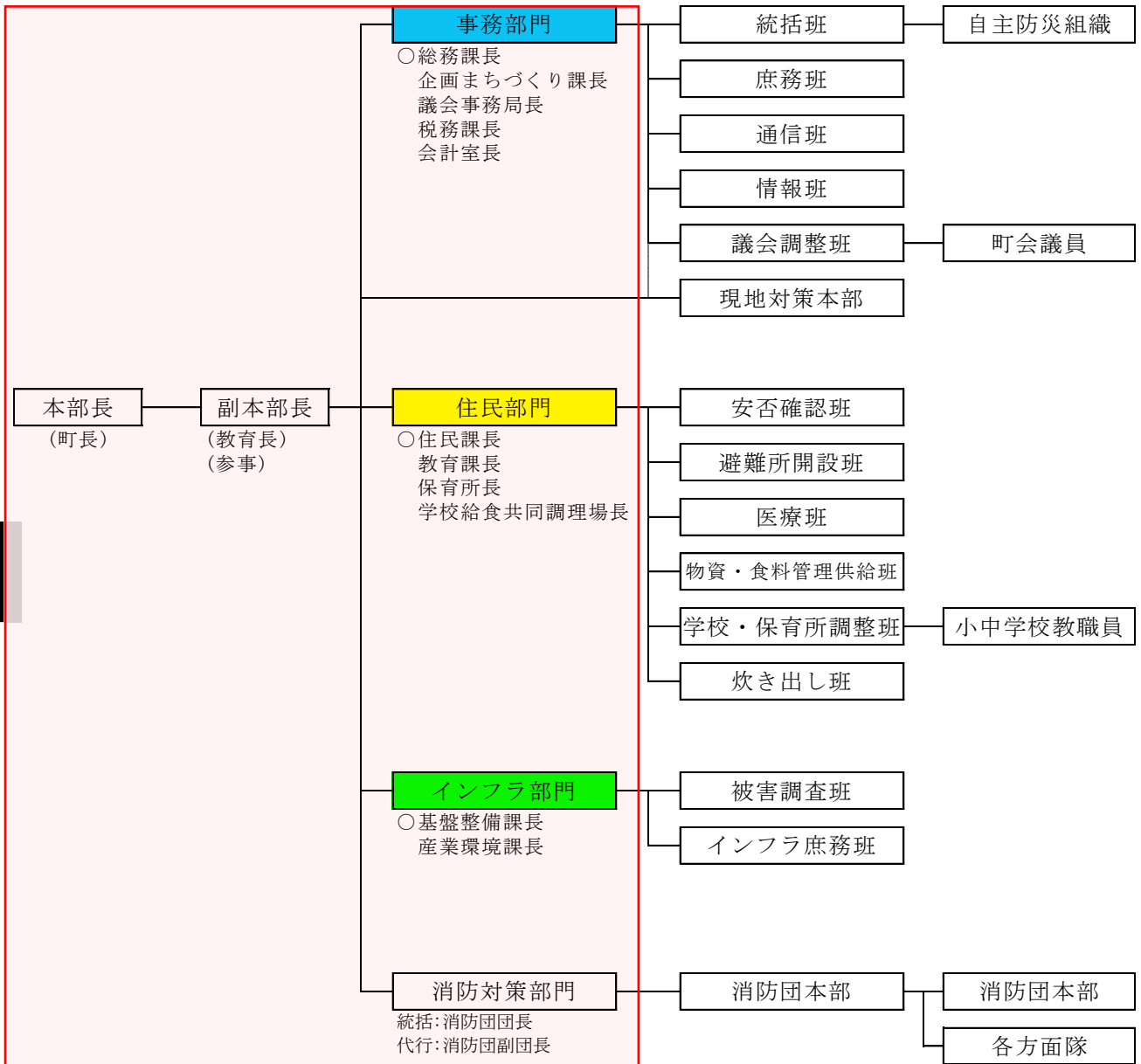


資料集  
はじめに

※ 参集職員

- ・ 警報当番班は、本部長の判断によりサポート班を招集することができる。
- ・ 避難所開設が必要な場合は、本部長の判断により、避難所担当職員を招集することができる。

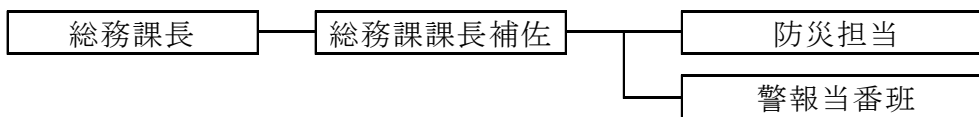
(3) 第3次配備の組織図



※ 現地対策班は必要に応じて本部長の判断で設置する。

※ 本部長は必要に応じて本部会議を参集する。  は本部員を示す。

(4) 緊急初動体制

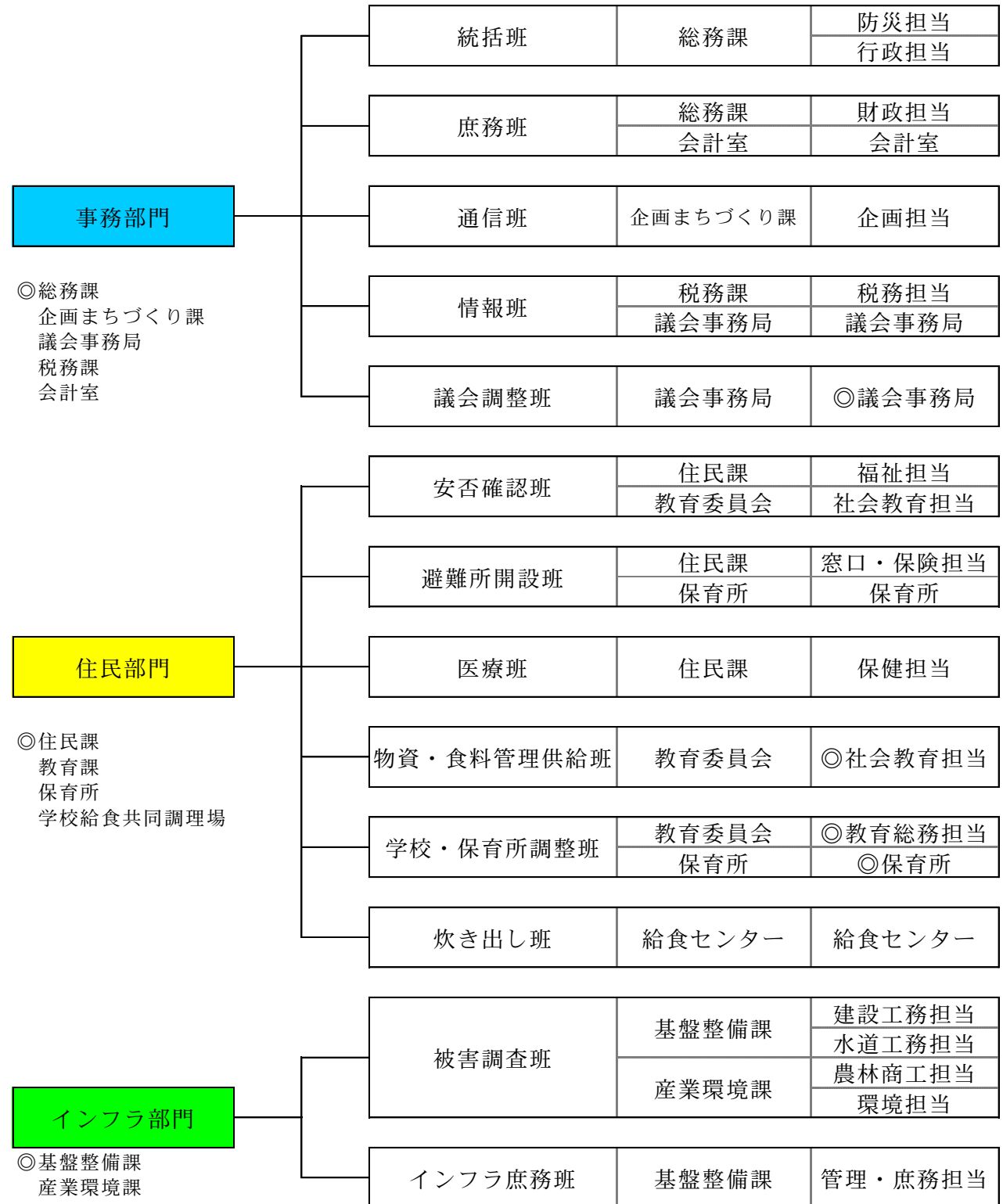


※ 消防団本部は、地震等の突発的災害時には緊急初動体制を確保する。

資料集  
はじめに

(5) 組織体制・所属部門等一覧

組織体制・所属部門等一覧

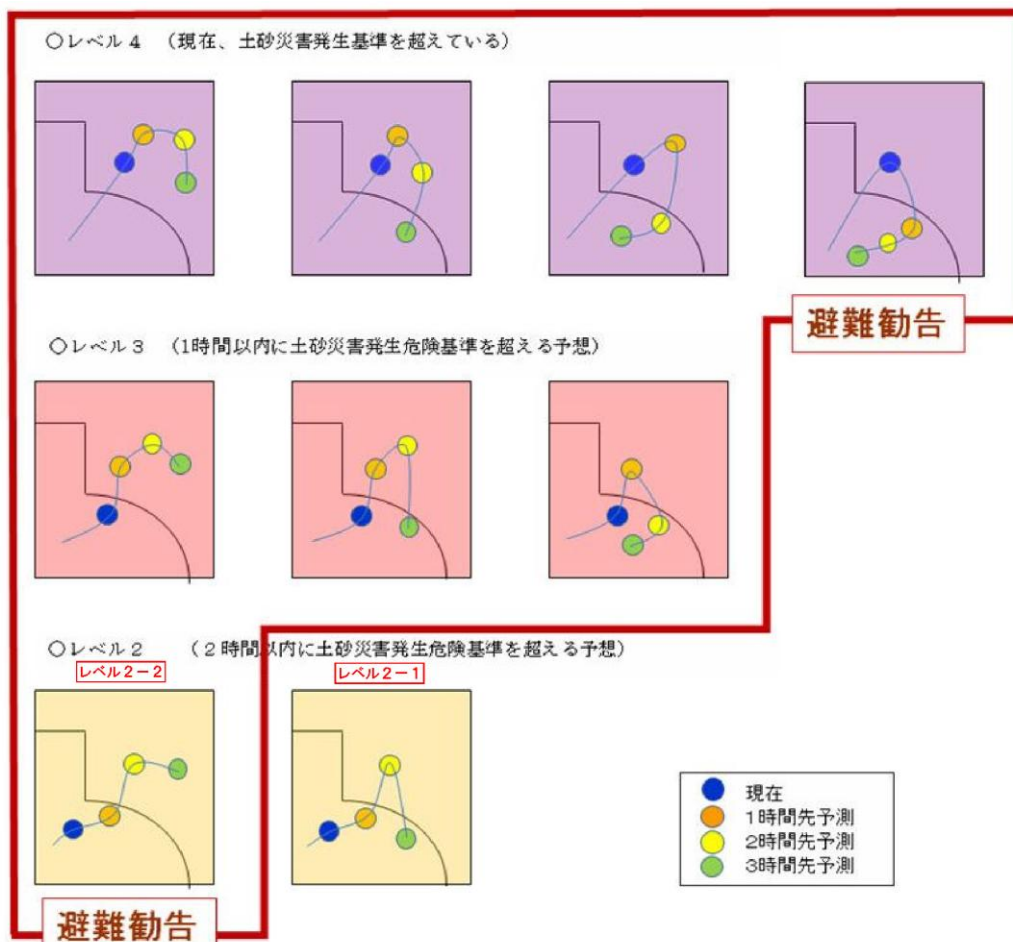


資料集  
はじめに

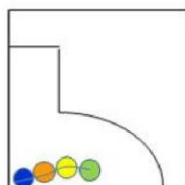
※「◎」は兼務担当において、主たる所属部門等を示す。

【参考】土砂災害危険度情報における危険度レベル

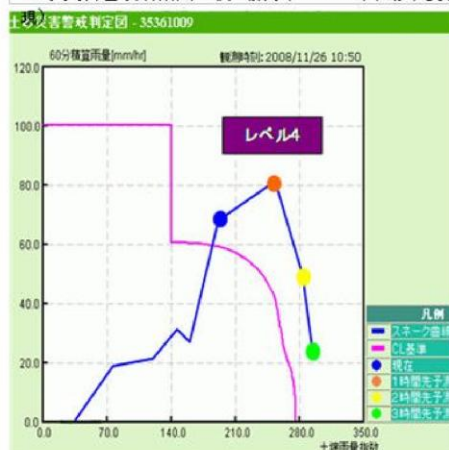
レベル区分	基準
レベル1	3時間以内に土砂災害発生基準を超えると予想される時
レベル2	2時間以内に土砂災害発生基準を超えると予想される時
レベル3	1時間以内に土砂災害発生基準を超えると予想される時
レベル4	現在、土砂災害発生基準を超過している時



○レベル1（3時間以内に土砂災害発生危険基準を超える予想）



土砂災害警戒判断図の例（県のホームページにおける表



# 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

情報名	主な防災対応等
<p><b>東海地震 予知情報</b></p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p><b>「警戒宣言」</b>に伴って発表</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●警戒宣言が発せられると                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部が設置されます</li> <li>○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます</li> </ul> </li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p><b>東海地震 注意情報</b></p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます</li> <li>○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます</li> </ul> </li> </ul>  <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p><b>東海地震 に関連する 調査情報</b></p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p><b>臨時</b></p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> <li>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます</li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <hr/> <p><b>定例</b></p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> </ul> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

資料集  
はじめに

【参考】特別警報（平成25年8月30日運用開始）

### 「特別警報」とは

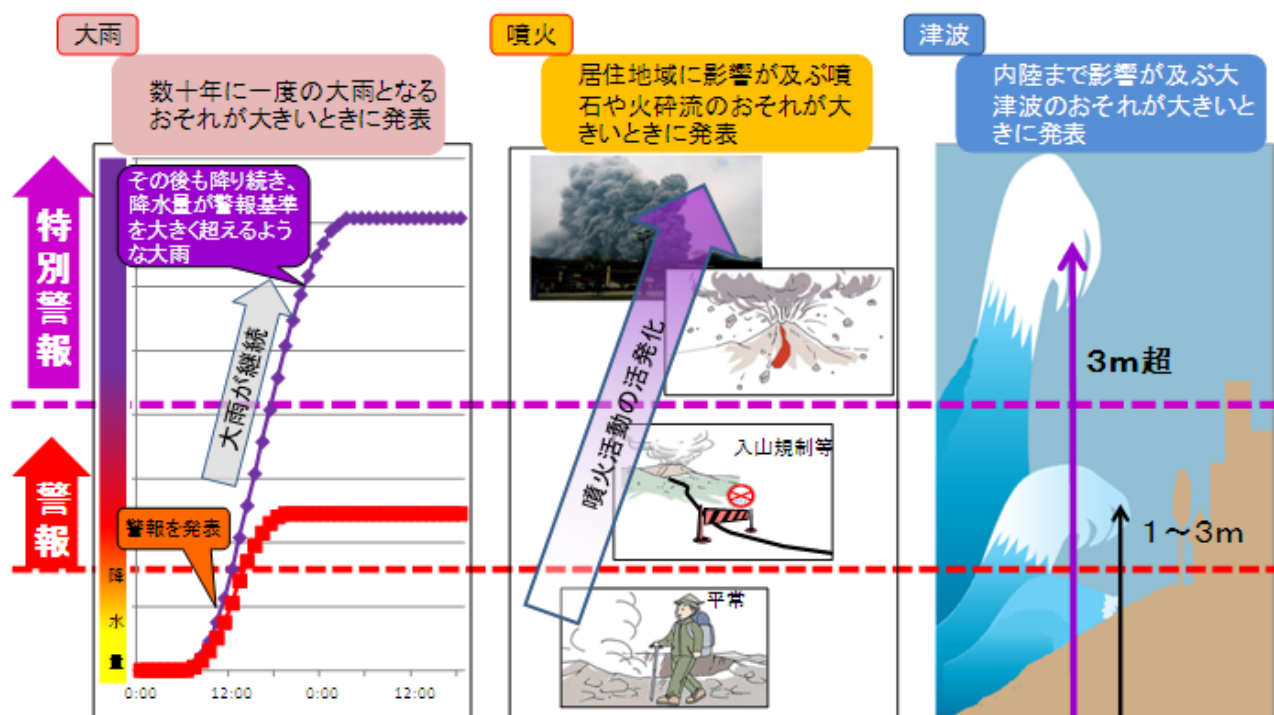
気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

資料集  
はじめに

## 「特別警報」イメージ





気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （ <b>大津波警報</b> を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （ <b>噴火警報（居住地域）*</b> を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （ <b>緊急地震速報（震度6弱以上）</b> を特別警報に位置づける）

資料集  
はじめに

気象警報等発表時における市町村や住民の対応例

	気象警報等の種類							市町村の対応	住民の行動	
	大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪			
	（土砂災害）	（浸水害）								
特別警報 （重大な災害の起こるおそれ 著しく大きい）	土砂災害警戒情報	大雨特別警報 （土砂災害）	大雨特別警報 （浸水害）	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ</li> <li>・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知</li> <li>・避難の呼びかけ</li> <li>・必要地域に避難勧告・指示</li> <li>・応急対応態勢確立</li> <li>・必要地域に避難準備（要援護者避難）情報</li> <li>・避難場所の準備、開設</li> <li>・警報の住民への周知</li> <li>・警戒すべき区域の巡回</li> <li>・注意呼びかけ</li> <li>・気象情報や雨量の状況を収集</li> <li>・担当職員の連絡態勢確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）</li> <li>・早めの自主避難、又は市町村の勧告・指示による避難</li> <li>・暴風警報については、安全な場所に退避</li> <li>・日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報</li> <li>・危険な場所に近づかない</li> <li>・避難の準備をする</li> <li>・非常持出品の点検</li> <li>・避難場所の確認</li> <li>・窓や雨戸など家の外の点検</li> <li>・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報入手</li> <li>・気象情報に気をつける</li> </ul>
警報 （重大な災害の起こるおそれ）		大雨警報 （土砂災害）	大雨警報 （浸水害）	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報		
注意報 （災害の起こるおそれ）		大雨注意報		強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	風雪注意報	大雪注意報		

---

## 【参考】記録的短時間大雨情報

### 「記録的短時間大雨情報」とは

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表します。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決めています。

この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するものです。お住まいの地域、あるいは隣接地域を名指ししてこの情報が発表されたときは、お住まいの地域で、あるいは、近くで災害の発生につながる事態が生じていることを意味しています。ご自分の身を守ることを第一に行動してください。

### 記録的短時間大雨情報の発表例

下に示すのは、平成21年7月中国・九州北部豪雨の際に実際に発表された記録的短時間大雨情報です。「〇時△△県で記録的短時間大雨」は決まり文句になっています。「〇時」というのは、「〇時までの1時間に」の意味です。その後、記録的な短時間の大雨をその1時間に観測した観測点名とその雨量を、または解析した市町村とその雨量を記述します。

### 気象レーダーと地上の雨量計の観測を組み合わせた解析による発表例

福岡県記録的短時間大雨情報 第1号  
平成21年7月24日19時25分 福岡管区气象台発表

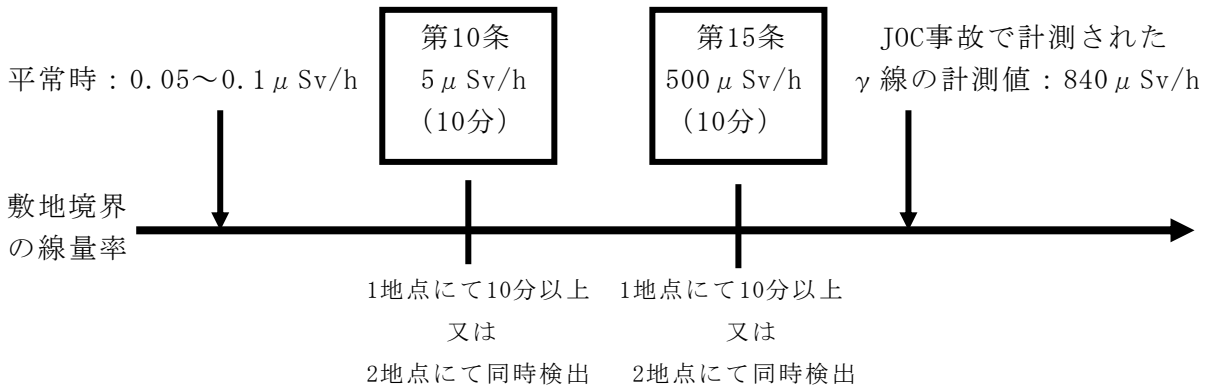
19時福岡県で記録的短時間大雨  
福岡市早良区付近で約110ミリ

### 地上の雨量計の観測による発表例

福岡県記録的短時間大雨情報 第2号  
平成21年7月24日19時32分 福岡管区气象台発表

19時20分福岡県で記録的短時間大雨  
福岡空港で114ミリ

【参考】原災法第10条、第15条の線量基準について



原災法第10条、第15条に基づく放射線量、放射性物質の濃度等

	原災法第10条	原災法第15条	備考
敷地境界の線量	5 $\mu$ Sv/h(10分継続)  $\gamma$ 線が1 $\mu$ Sv/h以上の時、中性子線の放射線量とを合計し、5 $\mu$ Sv/h	500 $\mu$ Sv/h(10分継続)  $\gamma$ 線が5 $\mu$ Sv/h以上の時、中性子線の放射線量とを合計し、500 $\mu$ Sv/h	落雷は除く
施設の異常な事象	排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu$ Sv/h(10分継続)  当該原子力事業所の区域内において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生により50 $\mu$ Sv/h以上の放射線量又は5 $\mu$ Sv/h相当の放射性物質	排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が500 $\mu$ Sv/h(10分継続)  当該原子力事業所の区域内において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生により5mSv/h以上の放射線量	

### 3. 災害警戒本部・災害対策本部の事務分掌

※担当長とは担当業務に属する職員の上席者をいう。

事務部門	対応		担当別事務分掌	
	配備Lv	対応		
		対応 即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務	一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務	
<b>[統括班]</b>	<b>統括業務</b>			
防災担当  (班長)防災担当長 (班員)防災担当	全	即	災害関連情報の収集・整理・伝達	
		即	本部長の命令、指示事項等の伝達	
	1	即	災害警戒本部(配備Lv1)の設置(風水害)(地震)(原子力等)、職員の招集	
		即	災害警戒本部(配備Lv2)の設置(風水害)(地震)(原子力等)、職員の招集	
	2	24	ライフライン・交通規制等情報の総括と分析	
		24	各部門・班の対策実施状況の把握、各部門・部門間の調整、分担任務の明確でない事項に関する担当部門・班の決定	
		24	隣接市町村との相互協力・応援	
		24	民間協力団体等への協力要請	
		24	部門長会議・本部員会議の開催及び本部長室・事務部門の運営	
		即	避難区域の設定、避難準備情報の発令、解除	
		24	国・自衛隊・県への報告・要請	
		3	即	災害対策本部(配備Lv3)、全職員の招集
			24	現地対策本部の設置(風水害)(地震)(原子力等)
			24	避難区域の設定、避難勧告・指示の発令、解除
	24		ヘリコプターの派遣要請	
	72		災害応急対策全般の調整	
	72		県本部・必要に応じて国へ報告	
	72		職員の動員・配置に関する調整	
	一		職員の活動ローテーション計画、配置調整	
	※		激甚災害指定の手続きの実施	
	※		災害救助法適用の申請、激甚災害指定の申請	
	※	災害警戒本部・災害対策本部・現地災害対策本部の閉鎖の要請		
	※	自衛隊の撤収要請		
	※	※	総合的な復旧・復興計画の立案・調整	
	<b>行方不明者業務</b>			
	2	24	行方不明者の情報収集	
		24	行方不明者捜索依頼届の受付、名簿作製	
		72	行方不明者名簿の公開	
		72	警察署・自衛隊と協力し行方不明者の捜索	
	<b>秘書・職員管理業務</b>			
2	24	職員本人の安否確認、職員の参集状況の把握(風水害)(地震)(原子力等)		
	24	公用車の管理・燃料確保		
	24	車両他輸送手段の確保・配車計画・緊急輸送の実施		
	24	災害関係文書・様式の印刷		
3	72	災害見舞者・災害視察者・その他関係者との連絡調整		
	72	職員家族の安否確認、職員家屋の被害状況確認		
	一	給与、福利厚生管理		
	一	通常業務の再開状況の把握、再開計画		
一	災害犠牲者の合同慰霊行事			
行政担当				
(班長)行政担当長 (班員)行政担当				

資料集  
はじめに

事務部門		対応	即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務	一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務	
班	配備Lv	対応	担当別事務分掌		
<b>[庶務班]</b> 財政担当、会計室  (班長)財政担当長 (班長)会計室長 (班員)財政担当 (班員)会計室	<b>共通業務</b>				
	※	※	災害弔慰金・被災者生活再建支援金・災害援護資金貸付及び災害救助法関係事務		
	<b>事務管理業務</b>				
	2	24	鉄道施設に関する情報収集・整理		
		24	本庁舎の被害状況の把握、復旧対応		
		24	非常用電源装置の作動状況確認、燃料確保		
		24	防災無線の保守		
		24	所管防災行政無線局の使用可能状況を確認		
		24	警戒・応急対策用資機材・車両の調達・確保		
	3	72	被害状況・対策実施状況の記録		
		72	公有財産・所轄施設の被害状況の把握		
		72	補正予算の検討、スケジュールの報告		
		一	災害時総合相談窓口の開設・運営		
		一	補正予算の取りまとめ		
		一	自衛隊・自治体応援職員等の受入、必要物資調達、宿泊所運営		
		※	臨時ヘリポート開設の計画・調整		
	<b>ボランティア受入業務</b>				
	2	72	ボランティアの受入支援		
		一	ボランティアセンターの活動拠点、資材等の提供支援		
	<b>職員用 物資・食糧管理業務</b>				
	2	24	職員用 災害に関する経費精算文書の送付		
		24	職員用 物資・食糧の調達に伴う一括調達品目リスト、業者名簿の作成		
		24	職員用 物資・食糧供給先、供給品目リストの作成		
		24	業者の在庫確認		
		24	協定先からの食料・燃料の調達		
	3	72	義援金の受け入れ、領収書の発行		
72		義援金の保管、受け払い簿の作成			
72		義援金の配分方法、実施スケジュールの広報、配分			
一		災害関係費の収支関係書類審査、支払、決算処理			
<b>[通信班]</b>					
<b>[通信班]</b> 企画担当  (班長)企画担当長 (班員)企画担当	<b>広報業務</b>				
	2	即	住民への情報提供(広報)		
		24	防災無線の運用		
		24	報道機関との連絡調整		
	3	24	緊急町長声明発表及び町長記者会見		
		24	災害情報の発信及び災害記録		
		24	町ホームページの管理・運営・情報発信		
		72	災害広報活動計画の立案、連絡調整、広報活動実行		
	<b>電算業務</b>				
	2	即	システム障害発生状況の把握、復旧手配		
24		情報収集体制の整備			
24		ブロードバンド施設の被害状況の確認、修繕手配			
3	72	被災者支援システムのデータ入力等のサポート			
	一	電子計算機業務の総括管理・安定化			

資料集  
はじめに

事務部門		対応 即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務		一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務	
班	配備Lv	対応	担当別事務分掌		
<b>[情報班]</b> 税務担当 (班長)税務担当長 (班員)税務担当	共通業務				
	2	即	総合窓口電話対応		
		24	電話内容等記録、統括班及び担当班への伝達		
		3	一	被災者等への税の納期限延長、減免等の対応	
	り災調査業務				
	2	24	被害状況の情報収集		
		72	被害状況の調査・撮影・記録		
		一	り災証明の発行・台帳作成		
	<b>[議会調整班]</b> 議事事務局 (班長)議事事務局長 (班員)議事事務局員	議事事務業務			
		2	24	総合窓口電話対応	
24			町議会との連絡・調整		
24			議会災害対策本部の設置・運営支援		
3		一	女性専用の災害相談窓口の開設		
		一	避難所開設の自治組織との連絡調整		

住民部門		対応	即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務	一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務
班	配備Lv	対応	担当別事務分掌	
<b>[安否確認班]</b>				
安否確認業務				
福祉担当  (班長)福祉担当長 (班員)福祉担当	2	即	災害時要援護者の避難、安否確認	
		即	高齢者・障がい者施設の被害状況の確認、応急対策	
		24	社会福祉協議会、民生児童委員、日赤との連絡調整	
		72	死亡届等受付・埋火葬に伴う事務への協力体制整備	
		72	災害時要援護者の避難状況の把握	
		72	災害時要援護者の支援	
		72	住民の安否情報の収集整理	
		72	福祉避難所の開設・運営・避難者の名簿作成	
		72	福祉避難所の総括	
		72	災害時要援護者身元不明者の確認・照会	
		72	福祉施設の復旧見通しの把握	
		72	在宅高齢者サービス提供者の復旧状況の確認	
		一	災害時要援護者の相談	
		一	寝たきり・要介護度の高い高齢者のケア	
		一	介護サービス提供可能な事業者の情報提供、相談受付	
社会教育担当				
共通業務				
2	24	災害時要援護者の避難、安否確認、支援（各担当業務が発生するまで、終了してからの業務）		
	72	災害時要援護者の避難状況の把握（各担当業務が発生するまで、終了してからの業務）		
社会教育施設業務				
2	即	所管施設利用者の安全確保		
	即	所管施設の被災状況の確認、応急対策		
3	一	指定文化財施設・所管施設の被害状況の確認		
<b>[避難所開設班]</b>				
共通業務				
2	24	国保・後期高齢・介護・国民年金等関連システム稼働状況の確認		
	24	災害時要援護者の避難、安否確認、支援（各担当業務が発生するまで、終了してからの業務）		
避難所開設・運営業務				
2	即	避難所の設備・機能調査		
	即	避難所開設・運営、避難者名簿の作成		
	24	避難者等より、安否情報や、り災者情報の収集		
	24	帰宅困難者の避難・救援、安否確認		
3	72	避難所における通信手段の確保		
	72	災害時要援護者の把握		
	72	福祉避難所及び病院等への移送支援		
	72	避難所の縮小・閉鎖の検討		
一	避難所開設の自治組織との連絡調整			
各種届出・保険・年金業務				
3	72	国保証等の再交付		
	一	戸籍・住民等各種届出の受理・証明書の交付事務		
	一	国保税等の納期限延長、減免等の処理		
	一	医療費の相談、療養費・葬祭費支給処理		
	一	年金納付・受給相談		
	一	国民年金保険料の申請免除、年金証書の再発行		

住民部門		対応		即時に開始すべき最優先事務	一：一週間以内に開始すべき事務
		24：24時間以内に開始すべき優先事務	72：72時間以内に開始すべき事務	※：状況に応じて開始すべき事務	
班	配備Lv	対応	担当別事務分掌		
<b>[医療班]</b> 保健担当 (班長)保健担当長 (班員)保健担当	<b>救護所・病院業務</b>				
	2	24	拠点救護所の設置・管理		
		即	地域診療所の被害状況及び受け入れの確認		
		24	拠点救護所支援及び診療所開設準備		
	3	72	救急用品・薬品等の調達		
		72	災害拠点病院・医師会等医療関係団体との連絡調整		
		72	災害拠点病院との連携による診療		
		72	感染症の予防へ協力する		
		72	第二次搬送収容医療機関の確保		
		72	警察・医師会へ遺体の検視・検案への協力要請		
		72	防疫用薬剤・資機材の必要数量を把握し調達		
		一	医療ボランティアの受入れ		
		一	被災者及び避難者の健康相談		
	<b>遺体収容業務</b>				
	2	24	各事務所・施設等の設備・機能調査		
24		遺体の収容及び遺体安置所・代替火葬場の確保			
24		葬祭業者に死体搬送・葬祭用品の調達依頼			
3	72	遺体の埋火葬の実施、災害死体送付票の作成・送付			
<b>食品衛生業務</b>					
2	24	食品の衛生監視			
<b>[物資・食料管理供給班]</b> 社会教育担当 (班長)社会教育担当長 (班員)社会教育担当	<b>物資・食糧管理業務</b>				
	2	24	調達が必要な物資・食糧の調達に伴う一括調達品目リスト、業者名簿の作成		
		24	業者の在庫確認		
		24	物資・食糧の発注		
		24	物資・食糧供給先、供給品目リストの作成		
	3	一	戸籍・住民等各種届出の受理・証明書の交付事務		
	<b>物資・食糧供給業務</b>				
	2	24	所管施設利用者の安全確保（開館中）		
		24	所管施設の被害状況の確認、応急対策（開館中）		
		24	調達が必要な物資・食糧の供給		
3	72	所管施設の危険箇所の表示、安全対策			
	一	所管施設の修繕手配			
<b>[学校・保育所調整班]</b> 教育総務担当 (班長)教育総務担当長 (班員)教育総務担当	<b>学校総務業務</b>				
	2	即	学校教職課職員・各学校職員・児童・生徒の安否確認、安全確保		
		即	県教育委員会との連絡調整		
	3	一	小・中学校の再開準備		
		一	り災児童生徒に対する学用品、教科書の支給		
		一	諸物資器具の調達、配分		
	<b>学校施設業務</b>				
	2	即	学校施設・設備の被害状況の確認、応急対策		
		即	休校措置及び保護者等への連絡		
	3	一	避難所における応急教育・心のケア・健康管理等児童・生徒向け救援対策		
一		学校再開・応急教育の検討、準備			
一		保育料の減免等の相談			

資料集  
はじめに



住民部門		対応		即時に開始すべき最優先事務	一週間以内に開始すべき事務
		24：24時間以内に開始すべき優先事務	72：72時間以内に開始すべき事務	※：状況に応じて開始すべき事務	
班	配備Lv	対応	担当別事務分掌		
保育所 (班長)保育所所長 (班員)保育所員	乳幼児・保育園児業務				
	2	即	保育所の来所者の安全確保、避難誘導		
		即	子育て支援センターの被害状況の確認、応急対応		
	3	72	福祉避難所の開設・運営・避難者の名簿作成		
		—	避難者の心のケア		
		—	災害時における応急保育の実施、保育所の再開検討		
	2	避難所開設・運営業務			
		24	避難所開設・運営、避難者名簿の作成		
		72	避難所における通信手段の確保		
			災害時要援護者の把握		
福祉避難所及び病院等への移送支援					
72	避難所の縮小・閉鎖の検討				
[炊き出し班]					
給食センター (班長)場長 (班員)調理員	炊き出し業務				
	2	※	避難者数等の情報から食品を調達		
		※	炊き出しのための施設・設備等の確認・点検		
		※	炊き出し班は病院・福祉施設等の要請に基づき緊急食品を供給		
		※	炊き出し用機材・熱源・人員の確保		
		※	輸送手段の確保		
※		学校給食用の食材の確保（学校再開時）			

インフラ部門

対応 即：即時に開始すべき最優先事務  
 24：24時間以内に開始すべき優先事務  
 72：72時間以内に開始すべき事務  
 一：一週間以内に開始すべき事務  
 ※：状況に応じて開始すべき事務

班	配備Lv	対応	担当別事務分掌
<b>[被害調査班]</b>			
<b>土木施設業務</b>			
建設工務担当  (班長)建設工務担当 (班員)建設工務担当	2	即	交通支障箇所に関する情報収集
		24	道路・河川等土木関係施設の被害状況の確認、応急復旧対策
		即	土砂災害の状況を調査し、安全対策を実施
		即	交通管制の実施、交通安全の確保
		24	地すべり、山崩れ等の応急措置、応急復旧
		24	災害時の交通規制実施の協力
		24	消防水利のための用水通水
		24	用水施設の点検、被害状況の確認、応急復旧対策
		即	国道・県道・町道の被害状況の確認、ルート確保、通行止め措置
		24	孤立地区の解消に向けた仮設道路の検討、工事
		即	緊急輸送路（迂回ルート）の点検、被災箇所の把握
		72	危険箇所の通行止め等交通規制区域を指定
		72	本部と協力し町内民間団体、自主防災組織、事業所に協力要請する
		一	農業用水の通水確保
		一	広域応援受入の搬入・搬出ルートの選定
		一	町道の復旧
<b>上水道施設業務</b>			
水道工務担当  (班長)水道工務担当 (班員)水道工務担当	2	即	上水道施設の点検、被害・断水状況の確認、応急復旧対策
		24	水道指定店等関係機関への協力要請
		24	水質調査を実施
		72	水道協会への応援要請
		72	復旧計画の立案
<b>応急給水業務</b>			
2	24	断水地域に関する情報を収集・整理し、応急給水計画を作成	
	24	応急処置で対応できる箇所を選定、応急対応	
	24	病院等防災拠点施設・町民への応急給水	
	72	復旧計画の立案	
<b>下水道施設業務</b>			
2	即	下水道施設等の被害状況の確認、応急復旧対策	
	24	マンホール式トイレの設置、撤去・縮小	
	24	下水破損状況等の確認	
	72	業者への情報提供、対策指示	
	72	下水道施設等を活用したし尿処理対策	
	72	復旧計画の立案	
<b>農業関連業務</b>			
農林商工担当  (班長)農林商工担当 (班員)農林商工担当	2	即	ため池等農業施設の被害状況の確認、安全確保
		一	農産物・畜産物の被害状況に関する情報収集・整理
	3	※	農作物の病虫害対策
		※	農産物の除毒・防除等の実施
		※	農業の復興支援
<b>林業関連業務</b>			
2	24	山崩れ等の情報収集、応急措置、林道通行止め措置	
	72	治山、林業施設の被災状況の確認	
3	24	建築資材等その他災害復旧用資材の確保・調達に関する協力	
	72	林道の通行止め等の解除、災害復旧対策の検討	
	※	林産物の病虫害対策	
	※	林業の災害応急・復興支援	
	※	林産物の除毒・防除等作業の実施を要請	
<b>商工関連業務</b>			
2	24	商業施設・工業施設の被害状況の確認、安全確保の手配	
	72	商業・工業団体からの支援物資供給体制などの構築	
3	一	所管施設の応急措置の手配	
	一	商業施設・工業施設の被害状況の取りまとめ	
	一	商工業関係の復興支援を実施	
	※	離職者の状況を調査	
	※	離職者の状況をハローワーク等に報告	
	※	災害時における各種貸付	
※	商工業関係者に、公的金融制度・特別措置を周知		

資料集  
はじめに

インフラ部門		対応	対応	担当別事務分掌	
		対応 即：即時に開始すべき最優先事務	一：一週間以内に開始すべき事務		
		24：24時間以内に開始すべき優先事務	※：状況に応じて開始すべき事務		
		72：72時間以内に開始すべき事務			
班	配備Lv	対応	担当別事務分掌		
<b>[被害調査班]</b>  環境担当  (班長)環境担当長 (班員)環境担当	環境業務				
	2	24	有害物質取扱事業所等の被害状況の情報収集		
		24	有害物質の漏えい状況等の確認		
		24	統括班から放射性物質・原子力災害等の情報収集		
		24	放射線モニタリングの実施及び計測結果の整理		
	3	72	有害物質取扱事業所への除去・規制・周辺地域住民への周知の要請		
		72	環境汚染に関する広報を発信		
		72	愛玩動物対策		
		72	避難所の消毒指示		
		72	避難所の衛生指導・管理		
		※	被害が集中的で著しい地区において、ねずみ・昆虫等を駆除		
	廃棄物業務				
	2	24	トイレ使用可能状況等の確認		
		24	し尿処理計画の作成、仮設トイレ数の把握		
		24	仮設トイレの設置、撤去・縮小		
		24	バキュームカーの確保、し尿の収集・処理依頼		
		24	ごみ・がれきに関する情報収集		
		24	緊急活動用道路上の堆積物の収集・搬出措置、有害ごみ発生箇所等の把握と危険防止措置		
	3	72	し尿処理方法等の広報の実施		
		72	ごみ排出方法等の広報の実施		
		72	ごみ・がれき等の収集・搬送依頼		
		72	災害ごみ処理等環境・衛生対策に関する相談		
	<b>[インフラ庶務班]</b>  管理・庶務担当  (班長)管理・庶務担当長 (班員)管理・庶務担当	ライフライン関連業務			
		24	24	ライフラインの被害状況調査	
24		24	電力・電話に関する情報収集、関係会社に応急復旧依頼		
24		24	LPガス供給業者にガス施設の応急復旧を要請		
72		72	二次災害箇所の点検、確認		
インフラ庶務業務					
即		即	町営住宅の被害状況の確認、情報を収集・整理		
24		24	町営住宅入居者の安否確認		
24		24	災害時協定締結済み土木関係企業との連絡・調整		
72		72	被災建築物・被災宅地の応急危険判定を実施に関する取りまとめ		
72		72	宅地造成等開発行為箇所、被害宅地、危険宅地等の被害状況の確認		
※		※	町営住宅の復旧・復興計画を作成する		
※		※	災害復興にかかる都市計画に関する協力		
都市計画施設業務					
72		72	危険建物・区域等の立ち入り禁止措置		
72		72	宅地造成等行為箇所等の被害状況の確認、応急対策		
72		72	仮設住宅設置用地の検討		
72		72	仮設住宅用地の確保		
※		※	仮設住宅の建設・供給		
一		一	被災者向け住宅供給計画の立案、調整		
※		※	被災者に住宅補修指導		
※		※	災害復興に係る都市計画		

#### 4. 防災機関の事務又は業務の大綱

##### (1) 町

機関名称	事務又は業務の大綱
川辺町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 川辺町防災会議及び川辺町災害対策本部に関すること</li> <li>2 防災に関する組織の整備</li> <li>3 防災都市づくり事業の推進</li> <li>4 防災に関する施設及び設備の整備、点検</li> <li>5 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、整備</li> <li>6 町域にある公共的団体及び住民の自主防災組織の育成、指導</li> <li>7 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施</li> <li>8 防災に関する調査研究</li> <li>9 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査</li> <li>10 町域にある町民等への避難準備情報、避難の勧告又は指示の伝達、誘導</li> <li>11 町域にある町民等への災害時広報及び災害相談の実施</li> <li>12 消防、水防その他の応急措置</li> <li>13 被災者の救護、救助その他の保護</li> <li>14 高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な援護措置</li> <li>15 緊急道路及び緊急輸送の確保</li> <li>16 災害時における清掃・防疫その他の保健衛生に関する措置</li> <li>17 災害時における応急教育</li> <li>18 管内の防災関係機関が実施する災害応急対策の調整</li> <li>19 その他災害の防御と拡大防止のために必要な措置</li> <li>20 被災者の生活確保</li> <li>21 民生の安定及び社会経済活動の早期安定</li> </ol>

##### (2) 消防機関

機関名称	事務又は業務の大綱
可茂消防事務組合 川辺町消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における消防活動</li> <li>2 災害時における水防活動</li> <li>3 災害時における消防通信</li> <li>4 災害に関する情報の収集、伝達、啓発、指導</li> <li>5 災害時における救急・救助活動</li> </ol>

##### (3) 県

機関名称	事務又は業務の大綱
岐阜県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 岐阜県防災会議に関する業務</li> <li>2 防災に関する施設、組織の整備と訓練</li> <li>3 災害による被害の調査報告と情報の収集等</li> <li>4 災害の防除と拡大の防止</li> <li>5 救助、防疫等被災者の救助保護</li> <li>6 災害復旧資材の確保と物価の安定</li> <li>7 被災産業に対する融資等の対策</li> <li>8 災害時における文教対策</li> <li>9 被災県営施設の応急対策</li> <li>10 災害時における公安の維持</li> <li>11 災害対策要員の動員、雇上</li> <li>12 災害時における交通、輸送の確保</li> <li>13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制</li> <li>14 被災施設の復旧</li> <li>15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あつせん等</li> </ol>
可茂土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木施設、都市施設の被害情報の収集、集約に関すること</li> <li>2 水防の全般に関すること</li> <li>3 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること</li> <li>4 その他土木関係の災害対策に関すること</li> </ol>

機関名称	事務又は業務の大綱
中濃振興局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区支部内の連絡及び調整に関する事</li> <li>2 災害関係職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>3 気象警報の伝達等に関する事</li> <li>4 庁舎その他財産の災害対策に関する事。</li> <li>5 消防の広域応援(緊急消防援助隊含む)に関する事</li> <li>6 自衛隊の災害派遣に関する事</li> <li>7 その他応援部隊の受け入れ調整に関する事</li> <li>8 市町村における災害対策の指導又は連絡、調整に関する事</li> <li>9 被災地の情報収集及び集約に関する事</li> <li>10 市町村への職員派遣(情報収集及び市町村支援等)に関する事</li> <li>11 各種団体の視察の対応に関する事</li> <li>12 通信に関する総合調整に関する事</li> <li>13 災害時における市町村が実施する清掃及び清掃施設の対策に関する事</li> <li>14 災害時における市町村のし尿処理の支援に関する事</li> <li>15 災害時における公害防災対策に関する事</li> <li>16 公害防災施設等の災害対策に関する事</li> <li>17 自然公園施設等の災害対策に関する事</li> <li>18 災害時における下水道終末処理施設に関する事</li> <li>19 食料物資供給に関する事</li> <li>20 電力、ガス等の災害対策に関する事</li> <li>21 緊急通行車両の確認に関する事</li> <li>22 災害活動に協力する女性団体及び青年団の連絡及び調整に関する事</li> <li>23 災害救助法に関する事</li> <li>24 その他社会福祉関係の災害対策に関する事</li> <li>25 商工業関係の災害対策に関する事</li> <li>26 義援金の受付に関する事</li> <li>27 その他、支部の各班で所管しないその他の業務に関する事</li> </ol>
加茂警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察関係の災害対策に関する事</li> <li>2 警察通信による災害救助、水防等に関する事</li> <li>3 被災者の救出、救護</li> <li>4 遺体の見分、検視等</li> <li>5 住民の安全確保と避難の指示及び誘導</li> </ol>
中濃保健所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療、助産に関する事</li> <li>2 災害時における飲料水に関する事</li> <li>3 災害時における防疫に関する事</li> <li>4 災害時における広域火葬計画に関する事</li> <li>5 その他の保健衛生関係の災害対策に関する事</li> </ol>

(4) 指定地方行政機関

機関名称	事務又は業務の大綱
東海財務局岐阜財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 立会関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費検査立会</li> <li>(2) その他予算補助による災害復旧事業費検査立会</li> </ol> </li> <li>2 証券関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請</li> <li>(2) 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請</li> <li>(3) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請</li> </ol> </li> <li>3 融資関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公共団体の災害復旧事業債の融資</li> <li>(2) 地方公共団体に対する短期資金の融資</li> </ol> </li> <li>4 金融関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関係の融資に関する措置の要請</li> <li>(2) 預貯金の払戻及び中途解約に対する措置の要請</li> <li>(3) 手形交換、休日営業等に関する措置の要請</li> <li>(4) 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請</li> <li>(5) 営業停止等における対応に関する措置の要請</li> </ol> </li> </ol>
東海農政局岐阜農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進</li> <li>2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集</li> <li>3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導</li> <li>4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導</li> <li>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導</li> <li>6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</li> <li>7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等</li> <li>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に対する指導</li> <li>9 応急用食糧の供給支援にあてる在庫量の調査及び調達・供給体制の整備</li> <li>10 米穀・乾パン等応急食糧の調達・供給</li> <li>11 小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査実施</li> <li>12 食糧の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</li> </ol>
岐阜地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象業務施設の整備</li> <li>2 気象資料の収集整理と伝達</li> <li>3 気象予警報等の発表と伝達</li> <li>4 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報の通報</li> <li>5 地震情報の通報</li> </ol>

機関名称	事務又は業務の大綱
中部地方整備局 岐阜国道事務所・木曾川上流河川事務所	《 一般災害対策 》 1 施設の整備と防災管理 2 水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 3 被災施設の調査と復旧 《 地震対策 》 1 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 2 応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (3) 所管施設の緊急点検の実施 3 警戒宣言発令時 (1) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (2) 地震災害警戒体制の整備 (3) 人員・資機材等の配備・手配 (4) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (5) 道路利用者に対する情報の提供

## (5) 自衛隊

機関名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊(守山) 航空自衛隊岐阜基地	1 防災関係資料の基礎的調査 2 災害派遣計画の作成 3 初動重視の災害派遣態勢の確立 4 部隊等の災害派遣の実施 5 防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

## (6) 指定公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株)岐阜支店 NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTコミュニケーションズ東海 KDDI(株)	1 電気通信施設の耐震化等整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 電気通信の確保 4 電気通信施設の災害復旧
日本赤十字社岐阜県支部	1 医療救護活動 2 救護物資の備蓄と配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 赤十字奉仕団の指導
中部電力(株)岐阜支店	1 電力施設の耐震化等整備と防災管理 2 電力供給の確保 3 電力緊急融通措置 4 電力施設の災害復旧
日本放送協会岐阜放送局	1 放送施設の耐震化等整備と防災管理 2 町民等に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 3 警戒宣言及び地震予知情報等の報道 4 町民等が防災行動をとるために必要な情報の提供 5 災害応急対策の実施状況等の報道
日本郵政(株)川辺郵局 川辺麻生郵便局	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

## (7) 指定地方公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
(社)岐阜県エルピーガス協会	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧
日本水道協会岐阜県支部	1 災害による水道施設被害の調査報告 2 災害の防除と被害の拡大防止 3 被災施設の応急対策と復旧
岐阜県下水道協会	1 災害による下水道施設被害の調査報告 2 災害の防除と被害の拡大防止 3 被災施設の応急対策と復旧

## (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名称	事務又は業務の大綱
加茂医師会	1 医療及び助産活動 2 防疫及び遺体の検案の協力 3 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
社会福祉協議会	1 災害時のボランティアの活動の推進 2 災害時要援護者への救助及び生活支援活動の協力 3 被災生活困窮者に対する生活福祉資金貸付の申込み受付
加茂歯科医師会	1 歯科医療活動 2 遺体の検案の協力 3 保健衛生活動の協力
岐阜県薬剤師会 岐阜県医薬品小売商業組合加茂支部	1 救急医薬品調達の協力 2 保健衛生活動の協力
加茂建設業協会 岐阜県建築工業会	1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 2 倒壊住宅等の撤去の協力 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力 4 その他災害時における復旧活動の協力 5 加盟各事業者との連絡調整
加茂管工事協同組合	1 災害時における上・下水道の復旧活動の協力 2 加盟各事業者との連絡調整
岐阜県電気工事業工業組合 中濃支部	1 災害時における電気設備資機材、労務の提供 2 加盟各事業者との連絡調整
自主防災組織、 区長会、女性の会、 P T A等地域団体	1 組織的初期消火 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力 3 自主防災活動の実施